

記入例

記入前の確認事項

- 給付を希望する場合は、申請書(請求書)を記入してください。
- 黒のボールペンで記入してください(消せるボールペンは不可)。
- 訂正は、二重線で削除しその上の余白に正しく記入してください。訂正印は不要です。

表面

調整給付金支給確認書

令和6年の所得税(推計)及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。
以下の内容を確認して、令和6年11月15日(消印有効)までに、この確認書と本人確認書類等を返送して下さい。
審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

(1) 公金受取口座欄(マイナンバーで公金受取口座の登録している人のみ)

支給方法	口座振込	支給日	決定通知書に記載のとおり
支給額		分類	口座番号
支給口座		口座名義	

(1) 口座情報が空白(***)の場合、裏面(3)振込先口座欄に振込先口座を記入してください。

(2) 調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額(①)
	円 - 円	円	円
住民税所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額(②)
	円 - 円	円	円 (<0の場合は0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額(①)	住民税所得割分の 控除不足額(②)	控除不足額計(③) (①+②)
	円 + 円	円	円
			調整給付金支給額 (上記3万円を上限に切り上げ)
			万円

注「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額を記載しており、令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定です。

※令和6年中に市外に転居される方は又は転居された方は、本確認書が、追加給付に際して必要となるため、写し(コピー)を取って大切に保管ください。

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類(源泉徴収票、確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書等)の写し(コピー)を添えて返送期限までに提出ください。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄(□)にレを入れてください。

【 私は給付金を受給しません □ 】

※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

上記記載内容に異議ありません。

氏名 確認日 令和 年 月 日 連絡先電話番号

令和5年の住民税課税情報から令和6年の税額を推計し調整給付金の支給金額を算定しています。令和6年所得額が確定後、不足額があれば、令和7年以降追加給付を行う予定です。

給付金を受給しない場合は□をしてください。

内容に異議がない場合は氏名、確認日、電話番号を記入してください。

裏面

(3) 振込先口座(原則申請・請求者本人の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※表面の登録済みの公金受取口座欄が空欄の場合や別の口座で振り込みを希望する場合は、下の欄に記載してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(ナ)
金融機関番号	店番号	1普通 2当座	※右詰めでお書き下さい	※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義(ナ)	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を記入下さい。	※右詰めでお書き下さい	※右詰めでお書き下さい	※通帳の表記に合わせて下さい	

【確認書裏面】 本人確認書類、口座確認書類の注意事項

表面上部の(1)公金受取口座欄が空欄の場合や、別の口座で振り込みを希望する場合は、必ず裏面の(3)振込先口座へ記入し、口座確認書類を添付してください。

また口座変更に関わらず、本人確認書類の写しを添付してください。

物価高騰対応及び定額減税補足に伴う給付金 (調整給付金) 支給確認書の送付について

物価高騰等対策として、令和6年分所得税または令和6年度個人住民税所得割が課税されている納税義務者のうち、定額減税しきれないと見込まれる方に対して給付金を給付します。確認書の内容を御確認の上、必要書類を添付し、返送してください。

対象者 令和6年分所得税または令和6年度個人住民税所得割が課税されている納税義務者のうち、定額減税しきれないと見込まれる方

給付額 令和6年分所得税で定額減税しきれなかった額と令和6年度個人住民税で定額減税しきれなかった額を合算し、1万円単位で切り上げた金額

① 所得税

定額減税可能額 3 万円 × (本人 + 扶養親族数) - 令和6年分推計所得税額 (減税前)
= ① 所得税分控除不足額 (① < 0 の場合は 0)

② 個人住民税 所得割

定額減税可能額 1 万円 × (本人 + 扶養親族数) - 令和6年度個人住民税所得割額 (減税前)
= ② 個人住民税分控除不足額 (② < 0 の場合は 0)

③ 調整給付

① + ② = ③ 調整給付支給額 (1 万円単位に切り上げ)

※「扶養親族数」とは控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

申請期限 令和6年11月15日(金) (消印有効)

※不備等がなければ、申請受付から振込まで概ね3週間程度です。(申請開始当初は3週間以上かかる場合もありますので御了承ください。)

※令和6年の所得税が確定した後、調整給付額に不足が生じた場合や、修正申告などで税額が変更して給付額に不足が生じた場合は、令和7年度以降、追加給付を行う予定です。

※DV被害者等で他の市区町村から住民票を移さずにお住まいの場合は、令和6年1月1日時点で住民票がある市町村にご相談ください。

問い合わせ先

春日市「物価高騰対応及び定額減税補足に伴う給付金」窓口

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

電話：092-981-0108 (令和6年11月15日(金)まで)

FAX: 092-584-1142

給付金詐欺に気を付けて！！



※国や市役所等をかたった不信な電話や郵便が届いたら、迷わず、市役所や警察署(春日警察署 092-580-0110 または警察相談専用電話 #9110) に連絡してください。